

- 36,065 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - (1) 駐車場の収容台数  
2,696 台
    - (2) 駐輪場の収容台数  
610 台
    - (3) 荷さばき施設の面積  
1,655 平方メートル
    - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
198 立法メートル
  - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 11 時
    - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時 30 分から午前 0 時 30 分まで (一部午後 10 時まで)
    - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
19 か所
    - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 8 時まで
  - 5 届出年月日  
平成 15 年 9 月 12 日
  - 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局振興調整室  
平成 15 年 10 月 1 日から平成 16 年 1 月 31 日まで

#### 熊本県公告第 689 号

製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号。以下「法」という。）第 4 条の規定により、平成 15 年度熊本県製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成 15 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日時 平成 15 年 11 月 12 日（水）午前 10 時から正午まで（集合時間午前 9 時 30 分）
  - (2) 場所 熊本テルサ研修室 A（熊本市水前寺公園 28-51）
- 2 試験科目
 

試験は、筆記試験とし、衛生法規、公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学並びに製菓理論及び実技の 6 科目とする。ただし、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出たものについては、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。
- 3 受験資格
  - (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 47 条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
  - (2) 学校教育法第 47 条に規定する者であって、2 年以上菓子製造業に従事したもの
  - (3) 法施行の日（昭和 41 年 12 月 26 日）において、現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第 47 条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、法施行の日において 3 年を超えているもの又は法施行の日の後 3 年を超えるに至ったもの
  - (4) 旧国民学校令（昭和 16 年勅令第 148 号）による国民学校の高等科を終了した者、旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校の 2 年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところにより、これらの者と同等以上の学力があると認められる者であって、2 年以上菓子製造業に従事したもの
- 4 受験の申込方法及び受付期間
  - (1) 受験の申込方法
 

受験志願者は、受験願書に受験手数料 9,700 円及び次に掲げる書類を添えて、熊本市に住所を有する者にあつては熊本市長を、それ以外の者にあつては熊本県保健所長を経由して知事に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、知事へ直接提出すること。

ア 最終学校の卒業証明書若しくは終了証明書又はそれらの写し（前記 3 の受験資格（3）に該当する者は除く。）

イ 菓子製造技能検定合格書の写し（試験科目が免除される者に限る。）

ウ 写真（製菓衛生師受験願書の提出前 6 か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦 3.6 センチメートル、横 2.4 センチメートルのものに限る。）

エ 菓子製造業従事証明書（前記 3 の受験資格の（1）に該当する者を除く。）
  - (2) 受付期間
 

受験願書の受付期間は、平成 15 年 10 月 14 日（火）から同年 10 月 24 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。